

国民健康保険に加入している皆さんへ 交通事故などで

けがをしたらご連絡を！



交通事故や傷害事件などで負傷したときの治療費は、原則加害者の負担になります。しかし、その賠償が遅れると大きな負担になります。国民健康保険で治療を受けることができます。

市では、過失の多少に関係なく、加害者に対し治療費の請求を行っています。事故などでけがをしたら、必ず市へ届け出をお願いします。

届け出をしないで国民健康保険証などを使用したときは、自己負担になる場合もありますので、必ず届け出をしてください。

また、医療機関から送付される診療報酬明細書を確認後、事故原因が第三者行為であることが判明したときは、後日、被保険者に連絡することがあります。

交通事故が発生したら…

■**まずは落ち着いて**
事故発生時はショックで冷静な判断を失うことがあります。深呼吸を心掛けましょう。

■相手の身元を確認

相手の氏名、住所、電話番号、車のナンバー、免許証、車検証などを確認しましょう。

■警察に連絡を

トラブルを防ぐために、些細な事故でも必ず警察に連絡をしましょう。

市が加害者に治療費を請求するときには、『**人身事故証明書**』が必要になります。けがをしたときは、警察に人身事故として処理をしてもらってください。

国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するときに必要な『**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**』が11月上旬に日本年金機構から送付されます。

■年末調整や

確定申告をするときは

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、または領収証書が必要になります。申告をするまで大切に保管してください。

なお、次の項目に該当する人は翌年2月上旬に証明書を送付される予定です。

○年の途中から国民年金に加入した人
○10月1日以降に今年初めて保険料を納付した人
■**家族の保険料も**
納付している人は

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。

家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額的全額が納付した人の所得税などの控除対象になります。

年末調整などをするときは、自分と連帯して納付した人の社会保険料額の合計納付額と、双方の証明書を添付して申告をしてください。

問い合わせ先

▼国民健康保険について

●国保年金課国保班

☎（93）4083

▼後期高齢者医療保険について

●国保年金課高齢者医療年金班

☎（93）4085

適正な医療の受診を 心掛けましょう

休日や夜間に、軽症の人が救急医療へ受診することが増え、重症の人の治療に支障をきたしています。

必要な人が安心して医療を受けられるように、医療機関・薬局では、次のことに留意しましょう。

○休日や夜間に救急医療機関を受診するときは、平日の時間内に受診できないか、考えてみましょう。

○気になることがあったらすぐに相談できるかかりつけの医師を持ちましょう。

○同じ病気で複数の医療機関への受診は控えましょう。
重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与える可能性があります。

○薬をもらい過ぎないようにしましょう。薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談してください。

○**後発医薬品（ジェネリック医薬品）**を利用しましょう。先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安く済みます。希望する場合は、医師や薬剤師に相談してください。



問い合わせ先

●国保年金課国保班

☎（93）4083

●国保年金課高齢者医療年金班

☎（93）4085

国保の所得申告を 提出してください

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯の加入者の所得などの申告をしなければなりません。

市では課税の公平性の確保と平等な保険給付を図るため、申告が済んでいない人や給与支払報告書が提出されていない人などに「国民健康保険税申告書」を送付しています。

申告書は国民健康保険税の軽減措置や、高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと軽減措置などを受けることがなくなるので、申告書を受け取ったら必ず提出してください。

●**国保年金課国保税班**
☎（93）4084

給付金のお知らせ

■支給額

○**臨時福祉給付金**

1人につき3千円

○**障害基礎・遺族基礎年金受給者向け給付金**

1人につき3万円

■申請期間

12月8日（木）まで

※土・日曜日、祝日を除く

■申請方法

支給対象と思われる人には申請書を郵送しました。詳しくは問い合わせてください。

●**申請先 社会福祉課**

（臨時福祉給付金専用ダイヤル）

☎（93）1188

農業者年金に 加入しませんか？

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう、国民年金に上乗せして、自分で積み立てた保険料と運用益を含めて、将来年金として受給する制度です。

いつでも加入でき、脱退や再加入もできます。

■農業者年金の特徴

○**積立方式・確定拠出型のため、加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。**

○**認定農業者で青色申告をしているなど、40歳未満で一定の要件を満たすときは、国から月額最高1万円の保険料補助があります。**

○**保険料全額が所得税の社会保険料控除の対象になります。**

■対象

年間60日以上農業に従事する20～59歳の国民年金第1号被保険者

※**保険料納付免除者を除く**

■保険料

月額 20,000円、

67,000円

※1,000円単位で選択でき、途中増減も可能です。

■受給

65歳から生涯受給できます。※加入者や受給者が、80歳になる前に亡くなったときは、80歳までに受け取ると仮定した現在価値相当額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

●**農業委員会事務局**

☎（93）6494

都市計画（用途地域・地区計画）変更案の縦覧

市では次のとおり都市計画の変更案を作成したので、関係図書を縦覧します。

変更案に意見のある人は、縦覧期間満了の日までに市に対して意見書を提出することができます。

■変更案の種類（市決定）

▼用途地域

○七栄東二本複地先、東内野地先と獅子穴地先の各一部（2地区）

○七栄古込地先の一部（1地区）

○日吉台沿道地先（2地区）

▼地区計画

○七栄北新木戸地区

■縦覧期間・時間

11月1日（火）～15日（火）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日を除く）

■縦覧場所

都市計画課窓口

■意見書の提出

意見書（※）を提出できる人は、市内に住所のある人または利害関係者（法人を含む）に限られます。なお、提出された意見書について、個別に回答は行いません。

※様式は都市計画課窓口で配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼提出方法

都市計画課窓口で直接提出または郵送（15日消印有効）

■提出先

都市計画課計画班

☎（93）5147